

歴史まちづくり法の説明会を首里で開催しました ～地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律～

田畑 正敏

沖縄総合事務局開発建設部
公園・まちづくり調整官
TABATA Masatoshi

歴史まちづくり法の概要

歴史的風致とは、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境です(第1条)。歴史的まちなみの保全等は、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法に基づく制度がありました。しかし、古都保存法は京都、奈良、鎌倉等の周辺における自然的環境に限定。文化財保護法は文化財の保護・活用を図るもので、周辺環境の整備は直接の目的ではありません。景観法は規制措置が中心で、歴史的な建造物の復元などの歴史的資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置はありません。

そこで、全国を対象に「まちづくり」と「文化財」の連携により「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりを進めるため、歴史まちづくり法が文科省(文化庁)と農水省、国交省共管で制定されました。11月に施行、金沢市などが歴史的風致維持向上計画(第5条)の国による第一次認定の準備を進めており、他にも全国で90を超える市町村が歴史まちづくり法の活用意向があります。

沖縄ブロック説明会について

10月3日の金沢市に始まり、沖縄ブロック説明会は、最後の11箇所目として11月28日に沖縄総合事務局の主催、文化庁と農水省、那覇市の共催により、那覇市首里公民館で開催しました。

国土交通省公園緑地・景観課による法律の概要説明に続き、那覇市の古塚文化財課長、新垣都市計画課長、総合事務局公園・まちづくり調整官による事例発表と意見交換を行いました。行政関係者や関係団体、一般参加も含めて約120名にご参加頂きました。(写真-1)



写真-1 首里で開催された歴史まちづくり法説明会

那覇市及び沖縄総合事務局による 事例発表

現在、沖縄では歴史まちづくり法に基づく計画策定に着手した市町村はありません。しかし、那覇市では、昭和60年制定の都市景観条例で首里金城町や龍潭通り沿線などを都市景観形成地域に指定、平成12年の首里城跡等の世界遺産登録を踏まえ那覇市世界遺産周辺整備全体計画の策定など、歴史を活かしたまちづくりに取り組んできました。

これらの実績を踏まえ、文化財の視点では、文化財の保護だけでなく活用の必要性、まちづくりへの関与の重要性を紹介。都市計画の視点では、首里金城町の街路事業や景観形成地域、石積みを幅員に加えた街路の都市計画決定の事例などを紹介。また、都市計画マスタープランにおける歴史的・文化的遺産や地形・水系等の自然環境を活かしたまちづくり、泡盛、紅型などの伝統産業育成など、「歴史と文化の薫る首里」を写真とともに紹介しました。

総合事務局からは、『美ら島沖縄風景づくりのためのガイドライン』など景観行政の取組みのほか、「(首里について) 赤い瓦を白い漆喰でとめた屋根の美しさは、森と、苔むした石垣や石畳を配しなければ生きて来ない… (司馬遼太郎 *1)」

「観光、観光といっているくせに沖縄ではあまり観光資源が大切にされていない…観光ということは、何よりもその国の固有の文化を見せることに意義がある。(山里永吉*2)、「(石積について)身を守る手段として、美しさ、みえなどを考えてもいないのに、結果は美しい…(岡本太郎*3)」と表現された首里・沖縄の風景を踏まえ、昭和59年に首里の歴史的風土の保全のために検討された「首里杜構想*4」、世界遺産の緩衝地帯を都市計画と比較。重点区域(第2条第2項)の対象要件*5となる国指定重要文化財等の分布(図-1)などを紹介しました。なお、重点区域の対象要件である国指定文化財は、石垣市、南城市、宮古島市、うるま市などにも多く存在します(図-2)。

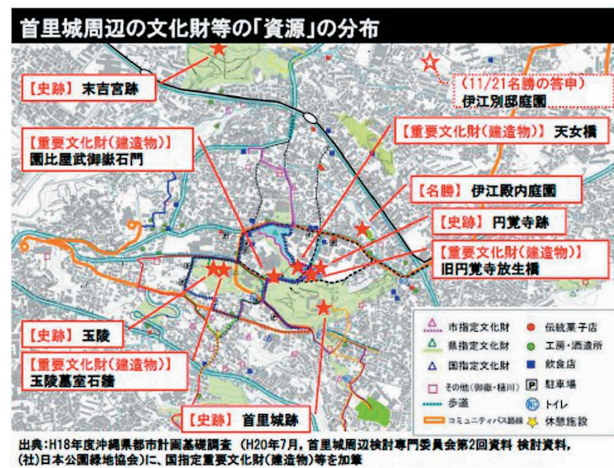


図-1 首里周辺の国指定重要文化財等の分布



■ 県内の国指定重要文化財(建造物)など

・H19年5月1日現在の市町村別の国指定重要文化財(建造物)、史跡、特別名勝、名勝
 ・下表のほか、重要伝統的建造物群保存地区も歴まち法の対象要件(竹富町、渡名喜村)

那覇市(首里)	10	うるま市	4	竹富町	2	伊集里村	2	伊江村	1	号那覇町	1
石垣市	9	那覇市(首里を除く)	3	宮野濱市	2	糸満市	1	本部町	1	産座保村	1
南城市	5	北中城村	3	読谷村	2	読谷市	1	国頭村	1	多良間村	1
宮古島市	5	久米島町	3	読谷村	2	中城村	1	今帰仁村	1		

国指定文化財一覧(※15、沖縄県資料) 中城城跡は中城村と北中城村のそれぞれ対上。先島諸島火薬庫は宮古島市、多良間村、石垣市、号那覇町のそれぞれ対上。

図-2 県内各地の国指定重要文化財(建造物)など

首里の歴史的風致について意見交換

文化財の保護から活用の動き、まちづくりとの連携の重要性、首里の歴史的風致は十分であることは共通した意見でした。また、歴史的資源でもある伝統産業が、第一種低層住居専用地域に存するため既存不適格となっている現状について、伝統工芸品、郷土料理店など歴史的風致にふさわし

い用途が可能となる歴史的風致維持向上地区計画(第31条等)による建築物の用途緩和の可能性の指摘もありました。さらに、歴史的環境形成総合支援事業において、ハードに限らない伝統行事の復活についての意見交換もなされました。

今後は、総合事務局と那覇市で作成した首里の文化財、各種まちづくりの事業等を掲載したA1サイズの鳥瞰図「歴史と文化につつまれた首里のまち(図-3)」を充実させることなど、文化財とまちづくりの連携のもと、歴史まちづくりのための活動を継続することとしました。

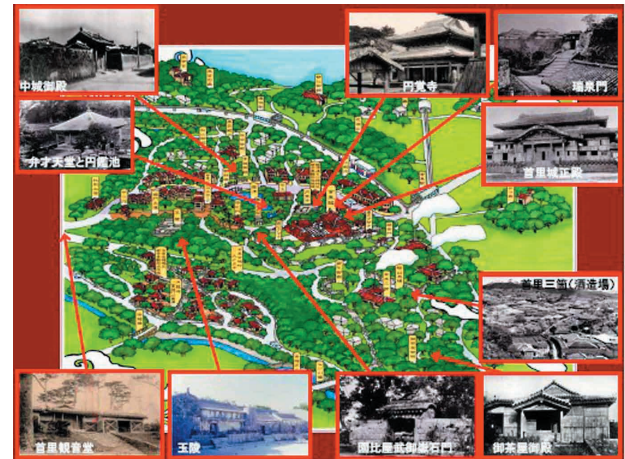


図-3 今後充実させる鳥瞰図「歴史と文化につつまれた首里のまち」(イメージ)

おわりに

県内各地には、地域固有の歴史的風致や国指定等の文化財が多く存在します。今回、法に基づく第一次認定を進めている市町村がないにもかかわらず、沖縄ブロック説明会を開催することができました。これは、那覇市がこれまでの実績をもとに意見交換に参加、共催に加わることで実現したものです。また、沖縄県による景観行政の推進により、より高い関心のなかで開催することができました。那覇市をはじめとする関係各位に深く感謝申し上げます。今後も歴史まちづくりが、那覇市による「首里杜地区」で、そして県内各地で実現することを期待するとともに、総合事務局も支援を進めて参ります。

*1 司馬遼太郎(1978). 沖縄・先島への道 街道をゆく⑥. 朝日新聞社
 *2 山里永吉 (1971). 沖縄史の発掘. 潮出版社
 *3 岡本太郎 (1961). 忘れられた日本-沖縄文化論. 中央公論社
 *4 沖縄県 (1984.6). 首里城公園基本計画
 * 首里杜構想については、しまたてい No.44. January2008 の「首里の風景と都市の「みどり」」を参照
 *5 第2条第2項第1号「重点区域」とは、次の①又は②の要件に該当する土地の区域。①文化財保護法の重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地②文化財保護法の重要伝統的建造物群保存地区内の土地